4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、全体計画区間に係る10箇所の踏切において慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消を図る必要があると認められる。また、春日部市長を会長とする春日部駅付近連続立体交差事業推進期成同盟会から、本体事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本体事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められ、本体事業の施行に欠くことのできない本件事業についても早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、起業地は、全て仮線の敷設に要する範囲であり、これを工事期間中の一時使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

埼玉県春日部市役所　都市整備部　鉄道高架推進課

○北陸地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
羽咋市四柳町れ一番一から石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋れ四番一まで	前	Ｂ	七・四〇～五二・〇〇	五・九九一	
		Ａ	一五・〇〇～五五・〇〇	七・二六八	
	後	Ｃ	七・四〇～五二・〇〇	五・九九一	
		Ｂ	一三・九九～五八・九七	七・二六八	
		Ａ	一五・八七～三五・四六	〇・二三九	

上記Ａ、Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十九号　羽咋市四柳町へ四六番から同市飯山町ホ七七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月一日

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十四号　大和郡山市美濃庄町二九三番二から同市美濃庄町二九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
西宮市名塩木之元一九一五番一から同市名塩木之元一九〇七番一三四まで	前	二六・一六～八六・三八	〇・一四八	
	後	二六・一六～六九・六七	〇・一四八	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十六号　西宮市名塩木之元一九三一番一から同市名塩木之元一九〇七番一七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月三十一日

○中国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岡山市北区楢津字橋本六二〇番一から総社市窪木字茶ノ木一〇一七番一まで	前	Ｂ	七・四〇～九・七〇	六一・五〇～一二・八〇	一〇・二七五	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ	七・四〇～九・七〇	六一・五〇～四三・六六	一〇・二七五	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八〇五七番から同町柳井川字鉢八〇六〇番まで	前	三〇・〇〇～四四・〇二	〇・〇九三
	後	三四・五七～五七・四〇	〇・〇九三

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所